

平成 29 年第 2 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 29 年 6 月 15 日(木曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 11 時 47 分

議事日程

開会 平成29年 6 月15日 (木) 午前 9 時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
教育長	小	田	武	之
総務課長	中	野	貴	夫
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	茂	刈	立	也

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
おはようございます。ご着席ください。

○議長 ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。

○議長 続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、本日は、一般質問です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、4 番、中野祥太郎君、5 番、西村良子君、を指名します。

日程第 2 一般質問

○議長 日程第 2、一般質問を行います。一般質問の通告者が 3 人ありますので、議長により通告順に発言を許します。

はじめに、2 番、小田高正君、ご登壇ください。

○2 番 小田高正 皆様、おはようございます。今年も早いもので 6 月となり梅雨の時期となりました。皆様方におかれましては、お元気でお過ごしのことと思われまます。6 月中旬ともなれば晩生の品種の田植えもほぼ終盤にさしかかるところではありますが、梅雨時期とは言え雨が降らず農家の皆さんは肝を焼いていらっしゃることと思います。恵みの雨が降り、空きには立派な稲穂がつ

き、実りのある収穫を迎えることをお祈りいたします。また、6 月といえば、衣替えの季節です。政府がすすめるクールチョイス、地球温暖化対策の一環としてクールビズ期間では議員各位協力していきたいと思っておりますので、どうかご理解の程をよろしくお願いいたします。そして、もう一つ阿武町には衣替えがありました。5 月 1 日に阿武町長に花田新町長が就任されました。執行部新体制の元でどういうふう、阿武町を衣替えされるのか、町民の皆様も感心が深いところです。また、超高齢化社会の現実を受け止め、今後の高齢者を支える若者や女性の皆さんの活躍実現に向け、これまでの概念でなくどう改革していくのか、そういった視点に立ちこれからは是々非々で執行部に質問していきたいと思っております。

それでは、私からは、新体制の方針と町づくりの戦略について質問いたします。地方を取り巻く市町の危機感の表れは顕著です。行政のまちづくりを担当する職員の資質、マーケティング戦略は今後の各市町に大きな変化をもたらせることと思っております。営業手法、プレゼンテーション能力、県や市町との連携したまちづくりの仕組みなど、多岐に渡り、専門的なプロ化が求められます。公務員的な概念でなく、商社的な知識や行動力が求められます。一つ一つの行動にも皆様の税金が流れており、PDCA サイクルに基づき、事業年度ごとの計画、行動プロセスの検証、結果数値が求められ、そのすべてを公表されるのが公的機関です。その行動過程や検証は、我々議員にもあります。また、一味違う選ばれる町づくりを掲げた阿武町は、議員だけでなく、住民の皆様も確認していらっしゃることでしょう。内なる関係から、今までにない「外」に向けた行動展開がこれからはメインになるかと思っております。今回、新しい専門部署となる阿武町課設置条例の一部改正案からみても、そういう意味では、本格的に選ばれる町に向けた執行部の本気度が伝わります。本議案が可決承認されれば、今後は、まちづくりの仕組み開発について、担当職員は集中して業務に邁進できる

ことと思います。

さて、わが阿武町は 5 月 1 日に、花田新町長となり、新たな阿武町がスタートしました。単独町政から約 12 年、花田町長は、執行幹部として、町政運営に携わられてきました。前町長を支え、健全財政を構築し、これからの展開を予想し、財源の確保、社会保障関連費、防災対策費等を考えて行政運営をされてきたと思います。今後も歳入からみた投資的、義務的等の支出など財政運営には手腕を発揮されることと思います。

さて、花田町長。あなたは、町民から求められていることは何だと思われませんか。また、町長の目指すべき方向性はなんでしょうか。

・各ご家庭の中で、繰り広げられてるお茶の間の話をひらう政治ですか。・住民良し、行政良し、世間良しの本質はどういうことと思いますか。・住民の皆さんと一体となつての意味とは何だと思いませんか。・町民 3 4 0 0 人の幸せって何でしょうか。・単独町政を維持することですか。・第一次産業の改革でしょうか。・商工業者の活性化でしょうか。・若者が活気よく生き、阿武町に定住してくれることでしょうか。・何があろうと跡取りが、ふるさとに帰ってきたいと思えるようなまちづくりでしょうか。・産業や工場を誘致し、雇用を創出させることでしょうか。・若い女性や主婦層が時間を選んで就労できる仕組みをつくり、所得向上を目指すまちづくりでしょうか。・仕事を依頼する人、仕事を受ける人のマッチングを図り、起業家や雇用を増やすことでしょうか。・I ターンが阿武町を選び、U ターン者が阿武町に帰りたいたいと思える土俵をつくり、人口減少が鈍化することでしょうか。・職員が心から、阿武町役場で働いて良かったと思える組織風土を創ることでしょうか。・職員が、町民の皆様に信頼される人材になることでしょうか。・職員自らが、新たな政策立案能力を磨き、責任と実行力をもつことでしょうか。以上、幾つか述べさせて頂きました。

なぜ、私はこれらを述べたと思いますか。町民の皆様が求める阿武町である

と共に、町長の理念「打てば響く町民一人ひとりに寄り添うまちづくり」の言葉があったからです。

町長は行政の長。いわば町の経営者です。その町長の施政方針が、「打てば響く」だったのです。町民一人ひとりに寄り添うまちづくりというテーマを掲げ、既成概念にとらわれない新たな阿武町を設計し、実行していく。そのためには、皆が意識を変え、挑戦するという意味で、チェンジ・チャレンジというモットーを掲げ、メッセージを町民の皆さんに送られました。行動する行政の覚悟とと思います。

私は、この三年間あらゆる視点で執行部に質問してきました。その中の一つに、意識が変われば行動が変わる。行動が変われば運命が変わる。と述べたことがあります。一人ひとりの行動する一歩が組織を変えていけるのです。問題を察し、嫌われても正しい方向にぶれずに継続して、行動していけば、周りも必ずや意識が変わります。そして、小さくても一つひとつの変化は表情や歩き方に表れます。組織づくりのスタート、事業計画策定のスタートは、町長の言われる意識を変えることから始まります。また、若い職員からみて、安定的な時代は今後、ありえないと思います。デフレ社会に誕生した方は、あらゆるものが揃っている豊かな時代がありますが、好景気を知りません。昭和の時代と違い、将来への危機感を常に持って働いています。また、情報通信の発達や県外、町外出身者の採用により、様々な知識も豊富です。単独町政ではありますが、新たな風が阿武町や、役場組織内にも吹いていると思います。そして、彼らはここにいらっしゃる執行幹部の企画力、決断力、業務遂行能力をしっかりと確認していると思います。だからこそ、経験と知識ある幹部職員の皆さんの意識が、さらに変わり進化され、「打てば響く」という存在に変貌されることを期待したいと思います。執行部最高責任者である町長が、スピード感をもって、もっと大胆に、もっと果敢にと述べられています。ハード、ソフト事業ともに、町民

にどういう風に理解して頂き、どういう風に巻き込んで、一体となっていく仕組みをつくっていくか、国の交付金や県の支出金を活用した政策、山陰地方の自治体との連携や、わが阿武町の開発に連動する内需拡大、特産物づくり、観光戦略など、課題はありますが、やりがいは相当なものです。今回の補正予算は、町長や新体制の意思を示す肉付け予算です。議員の一人として、しっかりその内容と意味を確認したいと思います。

そこで、花田町長に質問します。始めに、幾つか町民から求められていることを述べさせていただきました。これらは、優先順位を付けて、実行してくれると思います。そこで具体的に実行されるにあたり、この議会の場で、町民の皆様、組織改革の内容と政策の手順をしっかりと説明できないでしょうか。

次に、まちづくりは人です。既存の協議会もありますが、若者や女性の真の思いを聞く新たな枠組で協議会を設立することは出来ないでしょうか。これは以前から執行部に訴えかけております。提言の目的は、将来のリーダーを創出すること、執行部との距離をなくし、若者や女性が求める政策を実現するための、場の設定なのです。重要なことと思いますが早期に実現できないでしょうか。次に、この町のマーケティング戦略です。つまり、集客から定住へ、または、集客から購買へ、そして、何よりも満足に変わるという、仕組みをつくる専門的な知見が問われますと思います。もう一つ大事なことがあります。それは、山陰地方全体の戦略です。山陰には長門市、萩市、阿武町、益田市のラインをつなぐ観光戦略、経済戦略が一番重要と思います。行政区ごとに、各事情はありますが、マーケティング戦略として、山陰地方が点だけで終わっており、線で繋がっていません。これでは、マーケット市場の面には到底なりません。これまで、国、県の要望の中に、道路はあっても、経済連携はあったのでしょうか。今後は、新しい首長同士による新しい動きとして、新しい山陰全体の地方戦略に大いに期待したいと思います。大局的にみて、山陰発展のためなら、

反対する人はいないと思います。首長同士が胸襟を開き、山陰の問題点をさらけ出し、会話をしていけば、国や県にプレゼン出来る山陰地方独特のアイデアが出てくると思います。

こうしたことを踏まえ、町長には、トップセールスで経済外交をしてほしいと思います。腹にある本音の話を繰り広げて共有して、共同展開していくことが出来るのなら、さらに、面白くなるのではないのでしょうか。人口減少はまったなしです。お椀の中の構想には限界があります。市町連携によりお椀とその中身が、大きなものになることを私は期待したい。それが、遅効的でも、最終的に阿武町や山陰地方活性化のためになるとは思います。このことについて、町長はどう思われ、どう展開していくのか、そして、最後に、以前も提案しておりますが、まち全体の立体模型を作成されてはどうでしょうか。単なる立体模型ではありません。発想の拡大、部署横断的なまちづくり構想に必ず役立つと思いますし、玄関ロビーにも展示すれば町民の皆様からの助言や、移住希望者への説明ツール、防災対策、公共政策の説明資材にもなると思います。これは、阿武町をオープンにし、さらに見える化する入口とありますがどうでしょうか。

以上、一点目に、組織改革の内容と政策の手順について、二点目に若者、女性を中心とした協議会の設立について、三点目に山陰全体の経済連携と地方戦略について、最後に、立体模型活用等、まちづくりの戦略と阿武町の見える化について、お尋ねします。人口規模は小さくなるが、住民の満足度が高くなる「縮充」を目指す花田町長です。明快な答弁をお願いします。

○議長 ただ今の、2番 小田高正君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長(花田憲彦) 2番、小田高正議員のご質問にお答えいたします。

小田議員からの質問は、大きく4つありますが、今議会初日の冒頭で述

べさせていただいた私の施政方針の中身と若干重複するところもあるかと思いますが、順を追ってお応えさせていただきます。

施政方針の中でも申し上げましたが、今から 23 年後の 2040 年には、阿武町の人口は、現在の丁度半分の 1,700 人前後になると推計されており、人口減少、或いは、高齢化の進行は、私たち町民の生活に大きな影響を及ぼして、今後こうした状況が進んで行くことは、これは避けることのできない現実というふうに、しっかりと認識していく必要があるというふうに考えております。

そして、これからの 5 年間で今までは、7 パーセント台の減少でありましたが、今後は 1 割、10 パーセント超の人口減少があると想定されておりまして、大変厳しい状況に直面している事を、これも真摯に受け止めなければなりません。こうした中で、「私たちはこれから何をなすべきか」、「町政は、どのような方向性を持つべきか」、ということではありますが、その中の最重要課題が人口定住対策であります。これは「住まいの確保」と「雇用の創出」。これを含めた若者定住対策ということもできますが、こういったことは小田議員も共通の認識であるというふうに思っているところであります。

先ほど、所信で申し上げたものを申し上げましたが、この若者定住対策には万能薬はありません。あらゆる施策を総動員して、他の自治体になし、そして、他の自治体に先駆けた施策を、一刻も早く、かつ、大胆・果敢に進めることが最も重要だと思っております。

こうした中、小田議員からも「町民から求められていることは何か」という問いかけもいただいているところでありますが、私は、阿武町の将来や次世代のことを考える一方で、「今、阿武町で現に生活されている、生きておられる町民の皆さんが、まず、より住みよく、より豊かに、より安心して暮らせること」これが肝要だと思っております、そのためには、「打てば響く」。この言葉を、私が行政を進める上での基本的なスタンスとして、チェンジ・

チャレンジの精神をもって、様々な課題解決に向けて果敢に立ち向かっていかなければならないと思っているところであります。

以上、重複となりましたが、私の施政方針の一端を先に述べさせていただきました。こうした中で、小田議員の一つ目のご質問からお応えさせていただきます。

まず、一点目の「組織改革の内容と政策の手順」のご質問であります。まずは、組織も人なり、そして政策を実行するのも人であります。行政においては「費用対効果」という言葉で、すぐに結果を求められることも多々ありますが、“人づくり”にはやはり時間がかかります。例えるならば、種からいきなり花は咲きませんし、実も出来ません。種から芽が出て根が出て、芽から茎が出て、葉が出て、茎から枝が出て、花が咲いて、そしてようやく、こうしたプロセスを過ぎて、やっと実がなっていくわけでありまして。この間には、水やりや温度管理も必要ですし、種を蒔く場所の選定、種の蒔き方、管理の方法、いろいろな条件が必要となつてまいります。そして、この蒔いた種がすべて発芽するとは限りませんし、途中で枯れるものもあるわけでありまして、それでも私たちは未来に向かって種を蒔き続ける。これが大切であります。

このことは、一昨年から手がけておりますソフト事業の阿武町版総合戦略「まち・ひと・しごと」地方創生事業においてもしかりであります。1年目は人口ビジョンの作成や、阿武町版総合戦略の「選ばれる町をつくる」と題した計画書の作成という事業のベースとなる土づくりを行い、2年目は、通称“ラボ”と呼んでおりますが「21世紀の暮らし方研究所」という場を設定し、そこでたくさんの種を蒔く中で人づくりを行い、加えて、地域おこし協力隊の採用やホームページ作成など、その種に水や肥料を与え、温度管理を行いながら、今年3年目にしてやっと今、その種が発芽し始めた状態に

たというところであります。その根もしっかりと張ってきたなという感じを、実感として持っているところであります。

具体的に申し上げますと、これから新たな交流拠点となる旧奈古薬局の改修事業が始まれば、住民の方々にもその芽が見える形で、地表に表れて参りますし、それ以外でも、この 21 世紀ラボから新たに「こどもらぼ」というものが生まれ、お母さん方と子どもたちが自主的に「うもれ木の郷」の皆さんと繋がって、1 年を通して農業体験の機会を作ったり、木与なぎさファームでは、広く募集して木与の棚田で田植え体験イベントを開催されたり、また、西の 2 にある八代本店の改修が始まったり、さらには奈古の駅前では、模型やコンピューターの修理工房が開店されるなど、新たな起業の芽が育ってきているところであります。この人づくり、定住対策は、先ほど喫緊の課題であると申しましたが、ある意味では永遠のテーマでも、人口の減少をいかに低減させていくかは、阿武町にとっての最重要課題でもありますので、本当に永遠の課題といわざるを得ません。

したがいまして、このための体制整備として、この定住関連対策をこれまで以上に総合的、積極的に推進し、住民の皆さんにこの姿勢をご理解いただくために、今議会にも上程しているとおり、新たに「まちづくり推進課」を新設することといたしております。さらに、人員も増強していく中で、これまで経済課で担当していましたニューファーマー、ニューフィッシャー事業なども、この「まちづくり推進課」に一元化し、プラットフォーム化し定住対策を行って行く、そして、広く業務の連携や活動の幅を広げていきたいと思っているところであります。

次に 2 点目のご質問であります、「若者、女性を中心とした協議会の設立について」であります、「若者や女性の真の思いを聞く新たな枠組で協議会を設立し、将来のリーダーを創出し、執行部との距離をなくし、若者や女性

が求める政策が実現するための場の設定が必要ではないか」ということのご質問ですが、このことにつきましては、先日も「阿武町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」を開催し、若い女性を含む住民代表をはじめ、産業、行政、教育、金融、労働、マスコミ、いわゆる「住・産・官・学・金・労・言」の各分野の方々にお集まりいただき、協議会を開催いたしました。

また、阿武町地域福祉運営協議会をはじめ、阿武町健康づくり推進協議会、阿武町子ども・子育て会議、国保運営協議会など、各協議会等を通じて、様々な分野で女性にも、ご参画をいただいているところではありますが、実際にはなかなか意見も出にくいのが現状であります。

こうした実態を踏まえる中で、色々な産業形態に従事している若者をはじめ、常勤或いはパートで働いている方、また独身者や主婦、そして子育て中のお母さん方など、幅広い女性の意見を聞く新たな協議会を、ということですが、実際に頭の中で描いてみますと、その人員や会議の持ち方等を考えると、先ほども申しましたが今までの経験を踏まえた中では、なかなか人員構成や会員等のイメージを描けないというのが実感であります。

ただ、そうした中であって、地方創生事業の一環として現在進めております「21世紀の暮らし方研究所」ラボにおきましては、例えば、子連れのお母さんであっても参加しやすいようにハードルを低くし、老若男女、町内、町外を問わず広く参加者を募集して、誰もが参加しやすい雰囲気の中で、目的や志を持った方々も多く参加されておりますが、仮にこれを「21世紀の暮らし方協議会」として、従来のように会議室で話し合ったとして、新しいアイデアやまちづくりに対する熱い思いはなかなか出てこないものだと思います。

なお、このことにつきましては、初日の施政方針でも述べさせていただきます

ましたが、まずは、行政の側が町民の一人ひとりに寄り添い、町民の意見に耳を傾ける機会を増やし、町民と行政、町民と職員、町民と議会の距離を縮める中で、町民の思いがダイレクトに行政に伝わり、施策として展開されるような仕組みを構築することが重要であります。そのためには、現時点では新たな組織をいま立ち上げるというよりも、例えば、既存の保育園の母親クラブや学校の P T A の集まり、また、若葉学級や各地区のボランティアの会、サニー A B U など、現在あるグループ等から集まる際に声をかけていただき、呼んでいただければ、私はその場所に出かけて行って、膝と膝をつき合わせてディスカッションをする中で、お互いに夢を共有し、課題や問題点を洗い出しながら、必要であれば行政の支援の仕方も見えてくのではないかと考えております。

これにつきましては、一つの例であります。5 月の末、先日あるグループの総会に呼ばれて来賓としての挨拶をした後に、司会の方が気を効かされて、早々に「ご多忙中」ということで、来賓は退席されるとされましたが、私はあえて「最後まで居ますよ。」と言わさせていただきました。そして残って、会議の中に首を突っ込んで、迷惑ながら会員の皆さんといろいろなお話をさせていただき、会員の皆さんからたくさんの生の声をお聞きし、大変有意義な時間を持つことが出来ました。そして、会員の皆さんも「町長が直接いろいろな意見や提言に答えてくれた」ということで、大変喜んでいただきました。

今のは一例であります。まずは行政の側が町民の一人ひとりに寄り添い、町民の意見に耳を傾ける機会を増やす、そうした中で、町民の思いがダイレクトに行政に伝わり、施策として展開される新たな仕組みを構築する、ということでありまして、これが一つの例だと私は考えておりますし、これは、小さいから、また、町民と行政との距離が近いからこそできることでありま

す。そしてこれこそが、私の思う「打てば響く、町民一人ひとりに寄り添うまちづくり」の原点であると思っておりますので、新たな組織というのはいかかもしれませんが、まずは、いろいろな会合等の集まりの際に、気軽に呼んでいただいて、私は途中で何かあったら帰るかもしれませんが、極力最後まで居って、皆さん方と色々な意見を聞きながらそれを行政の施策として展開していきたいというふうに思っております。

次に 3 点目のご質問「山陰全体の経済連携と地方戦略」として、長門市、萩市、阿武町、益田市のラインをつなぐ観光戦略、経済戦略についてのご質問であります。このことにつきましても議会初日の施政方針の中でも述べさせていただきましたが、重要なことは、近隣自治体との連携・協調であります。

ご案内のとおり、萩市には消防、救急、ゴミ、斎場、図書館、福祉関係業務等々の多くの業務をお願いしております。お世話になっておりますし今回、国道 191 号における木与防災の事業化が決定されましたように、山陰道におきましても萩市、益田市と連携・協調しながら、足並みをそろえて運動を展開していくことが、一日も早い全線開通が期待できるものと思っております。

また、ジオパークの推進につきましては、就任早々あいさつ回りをしておったわけではありますが、そのときに私は一番に萩市長にもお願いをいたしました。このジオパークのことについては、これを受け止めていただきまして、先般萩市長から、議決権のある協議会委員へのお誘いを受けたところであります。そして、来月 6 日に開催が予定されている推進協議会の臨時総会において規約の改正が議決されれば、阿武町も推進協議会のメンバーとして正式に加盟することとなり、萩市と一緒に連携しながらジオパークの取り組み、そして地域おこしの取り組みを一緒に進めていくこととしておるところでございます。なお、ジオパークのイベントとして 7 月下旬に予定さ

れている「伊良尾火山 龍が通った道まつり」においては、すでに「福の里直売所」に参加協力の依頼も届いていると聞いているところでもあります。

そして今、益田市との連携であります。一番の課題は「萩・石見空港」の利用拡大であります。現在は 1 日 2 便の運行が続けられておりますが、今年の秋にはコンテストが控えており、年間の目標搭乗者数である 1 4 万 2 千人の利用者数の見込みが立たない場合は、2 便から 1 便に減便される可能性が大であることから、この課題につきましても、萩市、益田市をはじめ、島根県の市町とも連携・協調しながら、観光や産業振興を含めた、利用拡大に向けた取り組みの強化を図っていく必要があるというふうに思っているところでもあります。

そのほか、これまでもスタンプラリー等を通じて、点から線へ、線から面への取り組みも行われてきました各市町における道の駅相互の連携強化も今後の課題でありますし、JR 西日本の豪華寝台列車トワイライトエクスプレス瑞風の運行開始により、下関市、長門市、萩市、そして益田市を含めた新たな観光戦略や、文化、経済、芸術などの分野での連携も広がって来ると思われますが、他市と阿武町とではスケールやまちづくりの方向性が異なっている場合もありますが、今後、他市との連携を図っていく上では、観光をはじめ、教育、文化、産業、医療、福祉、また空き家の利活用など、さらには雇用の創出など、それぞれの事業に合わせた適切なスケールで連携や交流の促進を図っていくことが肝要であると思っております。その上で、それぞれの市町が、それぞれの持つ独自の資源を生かしたまちづくり、人的、地理的、歴史的資源をいかした町づくり、これはお互いが切磋琢磨しながら進めていくことが、この北浦地域全体の新たな時代の、あるべき方向性であり、正に、連携と協調、そして個性であるというふうに考えるところでもあります。

そして、私はそのためのトップセールス、また経済的な外交等につきまし

でも、積極的に行って参る所存であります。そして、村岡県知事が推進されていますオール山口への取り組み、そして国の進めている事業等におきましても、オール阿武町の体制で積極的に参加し、協力をしていく姿勢でありますので、議員各位のご支援ご協力を併せてお願い申し上げます。

最後に、「立体模型活用等で、まちづくりの戦略と阿武町の見える化について」ということではありますが、まち全体の立体模型を作成して、共通の意識を持って、発想の拡大や部署間の横断的なまちづくりへの構想にも役立て、玄関ロビーに展示して、移住希望者への説明ツールや防災対策、更には公共政策の説明資料等々に利活用できないかのご質問ではありますが、またご要望でもありますが、ご案内のとおり阿武町の土地面積は、約 1 1 6 キロ平方メートルで、そのうち林野面積が約 9 8 平方キロメートルを占めておりまして、林野率は約 8 5 % であるため、阿武町全体の立体模型を作った場合は、ほぼ山ばかりの模型になるかと思えます。そのため、各地区の中心部を中心とした模型や、広大な山林部分を縮小したものにするとかになりますと、町の全体像がつかみにくく、かえって分かりにくい模型になることも考えられますし、各地区の中心部を大きくすれば、模型自体が同等大きなものになるとも考えられますので、設置する場所等の問題もありますので、この件につきましては、それこそ膝をつき合わせて詳細な議員のイメージをお聞きする中で、小田議員の思いを汲み取ったなかで、必要に応じて対応させていただくということにさせていただきたいと思えます。

なお、現在はインターネット上のグーグルアースとか、阿武町全域の写真を容易に俯瞰することも可能で、拡大、縮小をはじめ、真上からでも斜めからでも、また 3 D のように立体的に見ることも容易にできるようになっているほか、国土地理院においても「日本全国どこでも」という地理院地図を 3 次元で見ることができ、3 D プリンターでの印刷や立体模型を作成できるサ

ービスも行われているようでありますので、こうしたインターネット上の画像を画面に映すなど、必要に応じて使っていくことも一つの安価など考えております。また、以前に、阿武地域グリーン・ツーリズム推進協議会が作成しております「阿武町暮らしの地図」、これは、町外の方からの大変評判も良く、観光のほか定住促進のツールとしても広く使っており、在庫も少なくなつて参りましたので、今回、改訂版を増刷して、6 月の広報紙と一緒に各戸に配付することとしておりますが、この「暮らしの地図」の中に阿武町全図及び各地区の詳細図、そして風景写真等も多数掲載してありますが、阿武町を俯瞰して見ていただく上からも、今一度ご参照いただければと思っておりますのでございます。

最後に、人口が減る中で新しい考え方としての「縮充」について少しだけご説明をさせていただきます。

何回も言っておりますが、この「縮充」という言葉は、地方創生事業で現在コンサルタント業務をお願いしているスタジオ L の代表者であります山崎亮さんが提唱している言葉で、本来はフェルトなどの布生地をつくる際に使われる用語であるとのことではありますが、ウール等の毛織物をアルカリ性の液体の中で揉むと、毛がからまって縮みながら肉厚な生地になり、これが肌触りもよく保温性も高いことから重宝されるようになるという意味から、これをこれからの地域づくりに重ねて、人口も経済も縮むかもしれませんが、その一方で住民の生活は充実するような方策は、それはきっとあるはずだという考え方を表している言葉でありまして、私はこの言葉を、キーワードとして使っております。そしてそのキーワードの中で更に大切なことは、「参加」で、人々の主体性を伴った参加なくして「縮充」する未来はないというふうに考えております。

今後、阿武町が小さくても地方自治体として存立していくためには、この

「縮充の時代」を迎えた今、従来のようなマーケティングやブランディングも必要ではありますが、それよりも一人一人が幸せを感じながら縮小していく社会の中であって、充実した人生を歩める町こそがブランドになっていく時代が来ています。

また、着地型観光という言葉もありますが、仕事、暮らし、子育てなどのライフスタイルそのものが観光にもなり、小さな循環型の経済圏をつくっていく、それこそが今すすめている阿武町版の総合戦略であり、山陰独特のアイデンティティにもなるというふうに考えております。

そして、小さな変化を積み重ねながら「選ばれるまち」づくりをめざして、縮みながらも充実させて、質感が良く温かい地域社会をつくっていくこと。いわば、誰もが参加する社会、参加できる社会、さらには、住民が住民を励まし応援していく社会が実現できて行けば、例え時間がかかったとしても、必ず子どもたちが戻って来たいと思えるような町、或いは選ばれる町に変わり、親もまた誇りを持って子どもたちを、この阿武町に帰したいと思える町に変わっていくと思っています。

いま現に、この町で暮らしておられる皆さんの人生も大切にしながら、将来を見据えた政策を、今こそあらゆる施策を動員し、繰り返しになりますが他の自治体に先駆けて、大胆かつ果敢に進めることが最も重要ではないかと思っておりますので、改めまして、議員各位そして住民の皆様のご理解、ご支援、更には、ご参加、ご協力を今一度お願い申し上げまして答弁いたします。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい再質問」という声あり。)

○議長 2 番、小田高正君。

○2 番 小田高正 ご答弁ありがとうございます。項目が多岐にわたってあ

ったんで、非常にちょっと時間を取ったと思うんですけども。ちょっと時間が無いんで具体的に、後私から 2 点ほど、その中で、もし時間が無ければですね、一気に 2 点ほど質問したいというふうに思います。

若者女性会議の考え方、私の世代観にあります。戦後から高度経済成長を経て多くの先輩が就職を求め都会に出られた。その方が家を建てふるさとに帰られない、様々な状況を抱えられていると。で、地方の状況。全国どうなっているかという、空き家も増え荒廃地も増え、町道や近所の雑草なども増えています。それを見られている、周りの方、心配される方も、高齢者になってきていると、というのが現状です。

私は今、自営をしていますが、仕事を通じ誰よりも痛感しており、町内外の皆様とお話しし、常に共有しています。高度経済成長が生んだ社会構造の変化が、原因と思われませんが、近年の法改正も著しいと思います。そのなかで、地方の核家族化に拍車をかけるように、男女雇用均等法、男女共同参画女性活躍社会の実現、パート労働法の一部改正、それから今後推進されるであろう、働き方改革。こういったことを踏まえですね、更に今まで以上に共稼ぎが増え、働き方がかわり、日中滞在者も変化することでしょう。この変化が全ての活動人口に、増えてくればいいんですけども、この変化は、平日の日中のお願い事ができる、活動人口そのものに比例すると思います。そして、その人材難、いま各いろんな各種団体があろうかと思えますけども、各種団体の構成員の高齢化、組織の硬直化もどんどん進んでいます。しかし、町長言われるように、人口が減ってくんだけれども、中身をとにかく充実していく、そして、今いらっしゃる皆さんが、とにかく幸せになって、それを共感する町外者、Uターン者それから移住希望者、そういった方が阿武町に惚れ込んでいただく、そういった縮住からリピータを呼んでくる。今話をまとめると、そういうことだろうというふうに思っておりますけれども。

ブランディング、今マーケティングのまえにブランディングの付加価値を言われましたけれども、基本的には価値を高めて、人から選ばれる。そういう手法で今から暮らし方研究所も、盛んになってくるのかと思いますけれども、とにかく私の世代、親世代は、とにかく専業主婦の方も結構いらっちゃって、人口規模的にも多いし、日中活動人口も多かった、しかしその子どもらである私どもの世代のですね、一つの中身の人口減による、地元就職される方ももちろん少ないんですけれども、人口減によるものごとの今からの継続性、これもいま私言っているんです。基本的には、人口が減っても組織が硬直しなければいいんですけれども、組織の硬直化が進めばですね、新しい価値の提供をしたり、環境変化に対応する際に、組織のパフォーマンスが充分にできない可能性がある、言うことです。今の 60, 70 の方たちの皆さんが、現在活躍されている方が、進化を遂げ新しいことに挑戦をする、そしてどんどん若い方よりも、新しい付加価値をうむ。そういったことを、私たちの世代、又は私たちの若干上の先輩がそれ以上託してもいいんですか。と言うことだろうと思います。

いわゆる日中活動人口の中身そのものを変えていく。そういったことの作業を今からして行かなくちゃいけない。そのために、若者女性会議がキーワードなんです。若者女性の言い分だけがどんどん反映されるということではなくて、町全体の土台を作っていくために、中身をどんどん進化していく、そういった意味で提案しています。

それと、今の若者女性会議っていうものがなかなかいろんな子育て会議とか、色んなところで会議をやって、なかなか、そういう意見っていうか、団体の場での意見がない、と言われるのであれば、町長も先手を打たれて基本的に出向いて行ってそういうコミュニティーの場のところに、長自らが出向いて行って、いろんな様々な生の話しを若者や女性の方の意見を聞く。これも

一つの手法と思います。だから、形はともあれ、どういう形であれ、参集づくり、リーダーがまだなかなか見つけるのが乏しいと言うのであれば、参集づくりから始められてとにかくそういう場を作っていたきたい。これが一点です。それから立体模型。これも、町長言われましたけれども、私は行政の今までの継続性と町づくり発展のための、大変貴重なツールと思います。道の駅を起点とした町づくり、いわゆる町長もそれには、いままでの中で道の駅をまず核として、道の駅本体をまずメインとして充実して、そして、それから生み出す付加価値をどんどん阿武町に繰り広げていく。これは、いまも花田町長も同じ考えがあろうかと思います。そこでですね、林野率が 85 パーセントと先ほど言われましたけれども、全体像を作ると非常に大きなものになるかと思います。そして、建物もありんこのような小さなものになるとと思います。それでは、具体的な説明ツールや公共政策にもなかなかないんで、私からの案ですけども、まずは道の駅を中心とした立体模型、道の駅を中心とした立体模型を作ることによって、大里地区、釜屋地区、そして、漁師町、それから海岸のですね線、そういったものの全体像が分かるかなと思います。本当は、清ヶ浜の方までですね、展望できるような模型が一番なんですけれども、まずはできることから始めていただきたい。それが、出発点となり違うアイデアが生まれてくることを私は期待したい。今、ちょっと長々お話しさせていただきましたけれども、まち・ひと・しごとの創生事業は日々動いています。そういったことを踏まえ、みんなの思考を変えるために、視点も変えることが必要だと思いますので、できることからできる、その模型、そういったことを期待したいと思うんですけれども、どうでしょうか。お尋ねします。

○議長 町長。

○町長 2 点であります。まずは若者女性会議ということでありまして、

確かに今、若い人たちが、若い人たちだけではないんですけれども、もう共稼ぎをしていくというのがあたりまえの時代、女性が主婦でいられるという時代ではなくなったし、そういうふうな時代というのはいろんな時代背景がありますが、大きな視点で言いますと、日本そのものが労働力不足で有効求人倍率も 1.4 台にある、そういう今時代になってきたというふうなことで、ことによったら外国人の力も借りなければ、この日本の社会全体が成り立っていかないようなそういった時代にいまなっていておりますし、そう言ったのが大きな視点ではそういうこと、それから、やはりもうすこしミクロの視点で言いますと、もろもろの経費がかかる。家庭を営むについての経費がかかるので、やはり 2 馬力でやっていかなければその経費が追いつかない。生活費、教育費、その他いろいろ、通信費も今高いものでありますが、そういうふうなことで女性が働く。特に若い女性は大方の女性は、既婚未婚を問わず、働いていらっしゃる。そういうふうな面で、私は子育て支援を、働く女性の子育て支援を一番に掲げた訳であります。

そして、そういった方々の意見を聞くと言うことも大変大事であります、肇の答弁でもお答えしたように、実際にそのそういった意見を聞く会議を持つとした場合、例えば、募集した場合、どれだけ手が挙がってなっていたかだけのかな。と言うふうなこと。持ち方にもいろいろ工夫があるんですけども、いずれにしても、そういった方々が手を挙げてほんとにそういう会議に覗いていただけるのかな、というふうなことを考えたときに、やはり今までの実態からすれば、なかなか難しい。例えば男女共同参画審議会がありますが、これの公募もしておりますけれども、なかなか手が挙がらない。最後にはすいませんけれども、お願いします。と言う話しで手を挙げてくださいませと、いうふうな話しで今公募の委員が決まっているような、これが阿武町の実態でありますから、本当になかなか難しいなあと思っておりますか

ら、そういうふうな答弁をさせていただきましたが、いずれにいたしましても、ご意見を聞くことはほんとに大切なことでありまして、特に働く方とかの意見は、行政に反映されていないとか聞く機会が無いものですから、何を考えていらっしゃるのか、ほんとに分からないのが、ほんとに現実でありますので、私は例として申し上げましたが、そうは言いながらも保育園の母親クラブの会であったり、学校のPTA会議であったり、いろんな会が町の中にあります。それは、何とか協議会と言う立派なものじゃなくて、いろんなサークル、いろんなそういった団体の集まりがありますから、是非そういったところにも覗かさせていただいて、声を掛けていただいて、或いは押しかけるかもしれませんが、そういったところへ出かけて行ってですね、声を聴くそういうふうなやり方が、まずは第一歩ではないか。というふうに思っておりますから、私はそのようなやり方が取り敢えずの私のスタイルとして、先ほど申しましたように私は、帰れと言われても私は帰らんよと言っておったわけですけども、この前、先般、食改の総会がありましたけれども、この度もちょっとそのまま私いますよ、と言う格好でやらさせていただきましたけれども、これが私のスタイルという風に当面はしたいかなと思っております。

それから、立体模型の話しであります。確かにほんとに見える化、目で見ると判断することと、頭の中で判断することはうんと違っていて、距離感、質感、全然違います。で、そういったことを踏まえて、小田議員はそういったものを作って、町民の皆さんが、或いは職員が計画立案する、或いは外からIターンとして阿武町に入ってもらえる方に、こういった距離感を分かっていたら、ほんとにいいことだと思いますが、現実問題として、そっくりそのままのスケールの縮小のことは現実的にできにくいと思います。それは、10畳くらいあればそれなりの質感のものができるかもしれませんが、それは現実的でないのです。ですが、いまおっしゃるのは、道の駅を取り敢えずは、

道の駅を中心とした或いはコンパクトシティのコンパクトな部分を中心としたものをできないかな、と言うようなお話でしてありますから、これについては不可能じゃないというふうに思っておりますし、確かにそういったものを示しながら距離感などを見える化していくというのは大変有効なことだというふうに思っておりますから、どういう形になるかは分かりませんが、いずれにいたしましても何かの形で、これは阿武町全部というのは現実的ではないので、当面は道の駅の周辺、何処まで広げるかは状況によりますけれども、そういったものの中でコンパクトシティの所謂中心となる部分につきましては、ちょっと検討してみたいなというふうに思っております。以上です

○議長 2番、ただ今の答弁に対する再々質問はありますか。

(2番、小田高正議員「はい、再々質問」と言う声あり。)

○議長 はい、2番、小田高正君。

○2番 小田高正 1分で決めたいと思いますが、今ご答弁ありがとうございました。結論からすると、今はちょっと若者会議をやっても、すぐは参集する方もなかなかいらっしやらないし、そこで意見がない、だから役場から出て行くよ、町長自らが最後までその場において、話しを持って行くよ、ということであろうかと思えます。是非実行に向けてお願いいたします。

あと、立体模型。全体像がちょっと無理ということなんで、できることから取り組んでいただきたいということで、道の駅、非常に上から見ても素晴らしい景観と思えますので、その辺については執行部がしっかり考えられて、戦略をもってやって頂けたらと思えます。私からは以上です。

○議長 町長。

○町長 1点目はもうそういうことでありまして、2点目につきましては、先ほど申しましたようにどういう形のものができるか分かりませんが、い

れにしたって何も作らないというんじゃないしに、おっしゃるようなことがなるべく反映できるような、ものを作る様に検討させて頂きたいというふうに思います。以上です。

○議長 これをもって 2 番、小田高正君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 01 分

再 開 10 時 10 分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き会議を続行します。一般質問を続行します。

○議長 次に、5 番、西村良子君、ご登壇ください。

○5 番 西村良子 それでは、通告に従いまして、2 つの項目について一般質問をいたします。最初に花田町政の目玉とも言えます子育て支援対策の充実についての質問です。先ほどの質問の答弁でも町長お答えになっておられまして重複するかと思いますが、敢えてここでも述べさせていただきます。

町長は就任にあたりまして課せられた使命として、3 点を上げておられます。1 点目、人口減少率をいかに低減させるか。2 点目、20 年数年後の人口は現在の約 3,400 人から 1,700 人と推定され、高齢化率の一層の進行と共に町民生活への影響が懸念されることの現実を認識すべき。3 点目、1 点目、2 点目の厳しい現実を打開するためには、若者定住とその条件となる子育て支援と雇用の創出だとマニフェストに照らして出しておられます。

その最初に取り組む項目として「女性の社会進出と働く女性の子育て支援を充実します」と謳っています。私もこれを聞き、見て思いましたが、多くの女性の方々が、えっ、女性を前に出すのという思いと同時に女性に視点を当てた

という町長の心意気に期待を感じられたのではないかと思います。これから、若い世代の U J I ターンによる阿武町への定住が加速され则认为ますが、その要件として魅力ある働く場、そして子育てしながら安心して働ける条件整備です。特に、I ターンで定住する若い世代は、頼る親や親戚、知人等限られ、不安を抱えることとなります。すでに保育園の保育時間の延長や土曜午後の保育を実施し、働く女性の社会進出と子育て支援をだしておられますが、具体的な取り組みについて、先ずお尋ねをいたします。

この取り組みに関連して、私はもう一步踏み込んだ子育て支援ができないかと考えています。その理由として、就学までの幼児は思いがけない病気やケガ等により突発的な状況が出てきます。働く母親等がその対応で職場を休まざるを得ない場合、年休がとりやすい職場環境の整備、また、保育園では対応が難しい場合の近所や近くの知人等によるサポート支援づくりが考えられます。

その事例として、町内に株式会社ナベルの工場がありますが、お聞きしますと、従業員約 145 人の内、女性が 45%、そして平均年齢 39 才と若い世代の従業員が圧倒的ですが、子育てしながら働いている女性従業員への対応が、会社独自のトップの柔軟な考えによる次のような取り組みがされております。例えば、保育園に近い工場エルベースに保育園へ子供を預けている女性従業員の配置や、緊急に休まざるを得ない従業員が他の職員を目を気にせず年休がとれる内部対策、さらに地域活動への参加を押し進める上で、消防活動、町の大きな行事等への参加は公休扱いという対応の配慮がされています。

そこで、お尋ねいたします。1 の年休の取りやすい職場環境の充実を、先ず役場等で試行する取り組みできませんか。2 つめ、育児の支援を提供する支援会員と育児の支援を受けたい依頼会員が、地域ぐるみで育児を助け合う会員組織です。この事例は、すでに萩市が、社会福祉協議会と連携して「はぎファミリー・サポートセンター」として取り組まれております。この取り組みの阿武

町版ができないかということです。私は、若者世代の定住を進めるとき、子育て支援は保育園対応だけでなく、地域ぐるみの支援体制をつくるのが、これから阿武町に定住する若者世代の特に女性にとっては魅力となるのではないかと考えております。町長の英断を期待いたしまして質問を終わります。

○議長 ただ今の 5 番、西村良子君の 1 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 5 番、西村良子議員の、「子育て支援の充実について」のご質問にお答えします。

女性の社会進出と働く女性の子育て支援の充実につきましては、私のマニフェストの施策の第 1 番目に掲げさせていただきましたが、それは、日本全体が人口減少社会に突入する中で、特に地方においては、労働力不足が顕著になっておりますが、単に労働力の確保という視点ではなく、女性が自分の持つ知識・能力・スキルを発揮して、働きながら子育てが出来る環境を構築することが、「選ばれる町」の大きな要素というふうに考えるからであります。その具体策として、本町におきましては、保育園の保育時間の延長、それから、土曜午後の保育、保育料の軽減などを手始めとして、各種支援策を展開していくとしておりますが、議員は、「もう一步踏み込んだ子育て支援ができないか」ということでの、ご質問をいただきました。

その 1 点目ではありますが、町内の優良企業を例に出されての「年休の取りやすい職場環境の充実を、先ず役場が率先して試行していく取組ができないか」ということでもあります。

地方公務員の年休制度につきましては、既にご承知のとおりであります。本町では、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、並びに同施行規則や阿武町職員の育児休業等に関する条例並びに規則によって制度化がなされております。

そこで、「年休の取りやすい職場環境の充実」であります。これにつきましては、年休を取る人の主観にもよるところも大きく、同じ職場であっても、人によっては年休を取りやすいと感じる人もいらっしゃいますし、逆に取りにくいと感じる人もいらっしゃると思いますので、一概には申せませんが、基本的には、子育てでありますから、誰の子どもということではなく、国をあげて、町をあげて、地域をあげて、職場をあげて、社会全体で子育てを支援する訳でありますから、阿武町役場としても、年休や育休の取得しやすい職場環境の充実につきましては、今までも積極的に取り組んで来たつもりでありますし、今後も、フレックスタイム等も含めて取り組んで参りたいと思っておりますので、ただ今、私がこの様に答弁した訳でありますから、これを許可する側の課長であったり、職場の同僚であったり等も、今一層、しっかりと受け止めてくれるものと期待をするところであります。

次の、2 点目、「育児の支援を提供する支援会員と、支援を受けたい依頼会員が、地域ぐるみで育児を助け合う組織、ファミリーサポートセンターの阿武町版ができないか」というご質問であります。

この「ファミリーサポートセンター事業」につきましては、平成 6 年度に厚生労働省、当時は労働省ですけれども、による国の補助制度としてスタートいたしまして、その後、交付金事業として全国に展開され、現在、全国では約 960 カ所のファミリーサポートセンターが設置されております。山口県では 19 市町の内、13 市で、市は全部ですね、町にはありません。

事業の目的は、子育て援助活動支援事業実施要綱において、「乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい側と当該援助を行いたい側との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児、病気になった子どもですね。病後児、病気が治ったあとの子どもです。

の預かり、それから早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。」というふうになっております。

これは、地域において、育児の援助を受けたい側、いわゆる依頼会員と、援助を提供する側、援助会員で構成される会員組織でありまして、センターがコーディネーター役として、会員相互による育児の相互援助活動を推進して、地域での子育て支援を行なおうとするものであります。

具体的な相互援助活動の内容としては、保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、それから保育施設までの送迎、それから放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり、それから学校の放課後の子どもの預かり、それから冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり、買い物等外出の際の子どもの預かり、これらが一般的な例となっており、臨時的・突発的に子どもの世話ができなくなったときに利用できるということになっております。

おおまかな利用の流れは、まず、援助を依頼したい側と援助を提供したい側がそれぞれ依頼会員、援助会員として会員登録を行います。そのうえで、依頼会員は援助の依頼をサポートセンターに連絡します。援助の依頼を受けたサポートセンターが、援助を提供したい会員の中から預かってくれる人を探します。そして、依頼会員と援助会員は、時間や場所など、直接事前打ち合わせをして、子どもを預ける。そして最後に、依頼会員から援助会員に規定の報酬と実費が支払われるという、こういった仕組みになっております。

ここで、参考までに、お隣の、萩市の状況を申し上げますと、萩市では、お聞きしますと「はぎファミリーサポートセンター」を萩市から萩市社会福祉協議会に委託する形で運営されておりまして、依頼会員が 356 人、援助会員が 113 人、依頼することもあるし、受けることもあるよという両方兼ねる会員が 62 人で、合計 531 人が会員登録をされているということで、平成 28 年度の年間利

用実績につきましては、件数で 961 件となっております、職員は 2 人体制で、会員相互の連絡調整にあたっておるといふふうに聞いておるところであります。

子育て支援において、女性が働きやすい環境づくりについては、積極的に取り組みたいと思っておりますが、この「ファミリーサポートセンター事業」に取り組むには、会員数が 50 人以上必要であったり、援助を行う会員への講習の実施等、クリアすべき条件もあるようでありますので、需要と供給の調査を含めて、今少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、女性の社会進出のためには、共稼ぎをしやすい環境が不可欠でありますので、保育園の一時保育サービス事業や放課後児童クラブなどの既存の制度で対応出来なかった、休日に出かけなくてはならない場合等の仕組みが構築できるのであれば、前向きに検討していきたいというふうに考えております。 以上で一点目の答弁を終わります。

○議長 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5 番、西村良子議員「はい」と言う声あり。)

○議長 はい、5 番。

○5 番 西村良子 今、町長の方から、特に最初の年休の取り方その対応ですけれども、おっしゃるとおり公務員は、民間のそういう会社等に比べると非常に条件が整えられまして、制度化されております。産前産後、或いは育児休暇、或いは、朝、夕方の早く 30 分時間をとる。いろいろな制度なり、そういう対応がされていますが、折角そういう制度があるのにそれが活かされない、或いは使いにくい。これではやっぱり意味がありませんので、是非この辺がとられやすい対応を、していただけたらというふうに思います。

少し踏み込みますが、本庁にも子育てををしていらっしゃる女性職員、宇田郷支所にも女性職員がいらっしゃいます。そういった意味で直接の上司となります、課長職或いは所長職はですね、是非日頃の目配り気配り等していただいて

そういう緊急の場合の対応がスムーズにできることが、休みやすい体制にもつながるのではないかというふうに思っております。

で、もう一つそのことをして言えば、そういう対応がとられていることがこれから阿武町がめざしている、若い世代を受け入れる大事な、真に外から見て聞いて、そういう状況にあるよということで、皆さんから理解が頂けるのではないかというふうに思っておりますので、少し具体的な取組が聞けるのかなと思いましたが、もう既に取り組んでいるということですので、これはお願いをしておきたいと思えます。

それから二つ目のファミリーサポートの取組ですけれども、一つはいろんな、国の事業の条件があるようですので、これも要りますが、先ほど町長おっしゃったように 60 代、70 代、若しくは家庭にいらっしゃる女性の方、そういういわゆるゆとり世代の女性の、真に社会で少し活躍ができるといいますか、ボランティアをしながらですね、そういう面を出していただいて、そういう女性ももっと地域に出て来ていただくということも良いのではないかというふうに思っておりますので、これはいろんなサイドから声かけをし、あるいは呼びかけをし、手を挙げていただいてですね、この取組が実現できると、これもまさに他地区から入ってくる方々にとっては、魅力になるのではないかというふうに思っておりますので、是非阿武町版を作っていただけたらというふうに思っておりますが、何かそれについてございましたら。

○議長 町長。

○町長 2 点、であります。特に役場職場に於きますところの、そういった子育てであったり、子どもの病気であったりすることに対する休みの取りやすい状況をもっと作ったら、というお話であります。先ほど申しましたように職場によって、或いは職場の雰囲気、課長の顔色ではないですけれども、そういったことももしかしたらあるのかもしれませんが、いずれにいたしましても、

今本当に子どもは、宝でありますし、この日本を今から背負っていくのであります。まして人口減少社会というふうなことが言われておる中では、いかに 1 人でも多くの子どもを産んで育てていただくか、それが育てる段階で子育てがなかなか厳しいということであれば、1 人でおいておこうというふうなこと、2 人でおいておこう、というふうなことでありますが、きちっと周囲がホローしていく形ができておればですね、それは 2 人が、3 人とというふうなこともあるんじゃないかな、というふうに思います。そういうふうなことで、まず我々が、特に役場職員として、おこりにしなければならないのは、子どもはその人の子どもであるけれども、それは社会で育てる。その人たちが社会をいずれは守ってくれる。私たちの老後を守ってくれる。それは家族だけじゃないんだよと、そういうふうな視点に立てば、いまそれを守ってくれる子どもを育てておられる方については、最大限の援助をしていく。どうぞいいよ。休んでちゃんとやってよ。って、子どもにやってあげてよ。って言うのは当然のことじゃないかなというふうに思っておりますから、この辺も今ご指摘がありましたし、今までもそういうふうにしてきたつもりではありますが、なお一層その辺のことにつきましては、職員に対して遠慮せずにとりつけてくれと、周囲の人もちゃんとバックアップするとかすね、快くその後の、例えば業務が少し足りないところであればホローしていくとかですね、そういうふうなこともやっていくように指導していきたいというふうに思っております。

それから、ファミリーサポートセンターであります。これも組織だって補助事業を受けながらやるということになりますと、なかなか先ほど申したような制約がありまして、現実的ではないかなというふうなこともありますが、阿武町版ですね、過去にもイベントの時に子どもの預かり等をしていただくボランティアをしていただく方たちもいらっしゃいます。それは大ベテランの育児経験者の方もいらっしゃいますので、ここはですね、もう一回ニーズとか

をですね、調べてみて、多分いわゆる補助事業にのるようなことは多分不可能であろうと、推測しますけども、阿武町でできる形で、できるのであれば、これはちょっとやってみる必要がある。先ほどと同じでありますけれども、やはり働く女性が働きやすい職場を作っていく、そしてそういう職場がある阿武町というのは魅力がある。ということにつながりますから、ちょっとそういったニーズとかの調査をさせていただいた段階で、阿武町なりのやり方も検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 5 番、再々質問はありますか。

○5 番 西村良子 ありません。

○議長 再々質問ないようですので続いて、2 項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○5 番 西村良子 それでは 2 項目の高齢化の進行に伴う保健師活動の充実について、を質問いたします。最初の質問にも出しましたが、町長は当町における高齢化の一層の進行は避けて通れないと述べておられます。宇田郷地域をはじめ、福賀、奈古地域も同じ状況になってくると思いますが、確実に 70、90 代の高齢者の 1 人世帯が増加しております。

さて、話は変わりますが既にご承知のとおり、去る 5 月 27 日(土)、夜間 11 時過ぎに宇田浦の 1 人高齢者世帯において火災が発生いたしました。火元の家屋が全焼しましたことには、心からお見舞いを申し上げます。高齢者の家の方は外に出て無事であったことは不幸中の幸いでした。しかし、道を隔てた隣のガレージと 2 階の居室は半焼、更に隣の家屋横に駐車していた車 2 台は火災の高熱と焼け殻等の落下により使用不能の状況となったようです。更に一部倉庫も焼けておりました。一夜明けて私も火災現場や周辺の状況を見みながら住民の方々の声聞きますと、「穏やかな風で良かった。ですが火災特有の風に乗って落下してくる火の付いた焼け殻の量が多く、い

つ我が家に飛び火するかとホースをもってあたったが、本当に怖かった。」と話しておられました。

そこで、この火災の発生と通報がもう少し早く、近隣の方々に伝わっていただくと考え、火災から学ぶ課題を申し上げたいと思います。一つ、火災発生時に高齢者が周辺への確実な伝達。「火事です。」「来てください。」このこと。それから、これに関連して他的高齢者の方々への一層のこの周知徹底。二つ目、高齢者と近隣の方々との日頃からの交わり、これをもっと強くしていかなければいけないのではないかと、思っております。三つ目、高齢者の身体や精神の変化の早い察知が必要と考えます。

ある程度のお元気な内は分かりますが、もうしばらく会わなかったら少し様子が違うな、そういうことが近隣、たまに会う方はそのことを多分察知されると思いますが、この変化の早い察知が、私は非常に今後の対応になりますので必要と考えております。これらの対応は既に民生委員さん、自治会役員さん等、あるいは寿齢会組織で、様々な指導、援助をしておりますことは承知しておりますが、私は、この対応も更に一步進めた行政と地域連携による 1 人高齢者世帯への対策として宇田郷、福賀各支所に保健師さんの配置はできませんか。

阿武町は現在 5 人の保健師さんが本庁に配置されておりますが、本庁から宇田郷、福賀地域への指導、援助ではなく、各支所に常駐したきめ細かい対応ができないかと考えます。このことにより、保健師さんへの相談が高齢者を含め、住民の方々が気安く、近くに支所がありますので出向くことができます。また、保健師さんと民生委員さんや自治会役員さん等々との連携もより深まると考えます。火災は周辺に様々な影響を及ぼすだけに 1 人高齢者世帯への取り組みは喫緊の課題と考えますので、町長のお考えをお尋ねします。

○議長 ただ今の 5 番、西村良子君の 2 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 はじめに、先日の宇田郷地区の住宅火災であります、本当に人的被害のなかったことは何よりでありましたが、火元の家屋は全焼、更に延焼、類焼の事態となりましたことにつきましては、被害に遭われました方には心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

夜半に火災が発生した場合、発見も遅れがちとなりますことから、迅速な消火活動が困難となり、被害が大きくなってしまいますので、一刻も早い発見、通報が重要であることは、ご指摘のとおりであろうかというふうに思っております。

さて、ご質問の「高齢化の進行に伴う保健師活動の充実について」ということでありますが、まず、高齢化の進行の状況等について若干触れさせていただきたいというふうに思います。本町の高齢化率は、今年 3 月末時点で、48.39 パーセントとなっております、昨年と比べまして 1.01 ポイント上昇しております。

地区別にみますと、奈古地区では 44.44 パーセントで対前年度比が 0.87 ポイントの上昇、福賀地区が 56.41 パーセントで前年比が 2.07 ポイントの上昇、宇田郷地区が 55.95 パーセントで 0.77 ポイントの上昇というふうになっております。議員ご指摘のとおり、高齢化は年々進行しておりまして、福賀地区、宇田郷地区におきましては 60 パーセントにいかうとするような勢いがあります。

本定例会初日の所信表明でも述べさせていただきましたが、やはり人口減少と高齢化の進行はどうしても避けることのできない現実としてしっかりと認識した上で、あらゆる施策を動員して、事態を収束していくということが大事であるというふうに思っております。

そこで、現在の阿武町の保健師の活動状況についてご報告させていただきます

すと、本町では、民生課の環境保健係に保健師 5 人を配置しておりますが、内容としては、家庭訪問、健康相談、集団健診などを通じ、母子保健部門では、妊婦及び乳幼児の健康管理や不妊治療・未熟児養育医療、DV 相談に関すること、そして、成人保健部門では、総合健診事業や国保特定保健指導に関すること等を、そして、障害者支援部門では、障害認定区分調査やこころの健康、自殺対策事業に関すること等を、さらに、地域包括ケア部門では、認知症施策や介護保険認定調査に関すること等を、さらに、環境衛生部門では、廃棄物処理や地球温暖化対策、合併処理浄化槽、墓地、埋葬等に関することまで、まさにゆりかごから墓場まで網羅して、地域の皆さんが、それぞれの生活の質を高められるように、病気の予防や健康維持のための幅広い活動を行っておるところでございます。

また、生活習慣病などの疾病予防や健康増進などの一次予防を基本として、がんや肝炎などの疾病を早期発見・早期治療に結びつける二次予防、難病や障害を持った人に対する三次予防などの、さまざまな健康レベルの方を対象としており、近年では、高齢者の介護・在宅ケア、育児、虐待予防への対応など、その活動範囲も本当に多岐に、広がってきているところであります。

こうした中、議員のご質問は、「本庁から宇田郷支所、福賀支所、宇田郷地区、福賀地区への指導、援助ということではなく、それぞれの支所に保健師を常駐して、ひとり暮らし高齢者等へのきめ細かい対応ができないか」ということであります。確かに、本庁から福賀地区、宇田郷地区へ出向くこととなりますと、時間も要しますし、福賀地区では往復に 1 時間以上を要する場合がありますから、出発の拠点を、予め支所にしておくことは、それだけ時間短縮にもなるというふうなことで効果もあると考えられます。

しかしながら、この件につきましても、1 項目目のファミリーサポートセンターと同様に、少し研究の時間をいただきたいというふうに思います。

両支所に保健師を常駐させるとなりますと、先ほどの一次予防、二次予防、三次予防などの全ての業務をたったひとりの保健師に委ねることになります。はたして、それが良いことなのかどうか。現時点で、判断がつかかねるというのも現実であります。そういったことをも踏まえまして、どのような業務形態がより有効なのか、検討させていただきたいということです。

いずれにいたしましても、ご提案いただきました内容は、町民と行政との距離を縮めるための、ひとつの有効な手段と考えますので、そのまま、ご提言どおりになるかどうかは、分かりませんが、より良い形態を模索してまいりたいというふうに考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5 番、西村良子議員「はい」という声あり。)

○議長 5 番。

○5 番 西村良子 今、保健師さんの活動等詳しくお話しいただきまして、理解もさせていただきました。で、今回この火災を一つの事例に、私は 1 人高齢者の世帯の対応について、保健師さんのきめ細かい指導があるともっと違ってくるのではないかなという思いもありまして、質問させていただきましたが、これはこれから是非ご検討を頂きたいということと、併せて、いまもう宇田郷地域ですが、日頃 80 代、90 代の元気な方が地域の中へどんどん出てくださると、いろんな人の目が、ああ元気だな。というふうに見えるんですが、出て来ない高齢者の方がどちらかといえば、引っ込み方の高齢者の方も結構おいでになります。この辺がひとつ大きなネックになると思うんですけども、そういう方が様子が分かるというのはやはり隣近所の方です。2, 3 日或いは何日か経って、お会いしてちょっと行動がおかしいなとか、話してことが様子が違うなとか、そういう状況が出たときに今回もいろいろお聞きしましたがけれど、何処に言ったらいいんでしょうね。とおっしゃるので、そういう辺が、気にはなるけ

ど、近所の人も、だけど何処へどういうたらいいのかな。というようなこともあるようですので、この辺の少しシステムといいますか、取り敢えずは私にでも、それから民生委員さんにでもどなたでも、部落の役員さんにでもいいです。ちょっと保健師さんに来ていただいて、観察をしていただくというふうなことを取ってもらえるので、と言うようなお話をしますけれど、この辺がもっと近くでできる形がとれるといいなというふうに思っておりますので、併せて 1 人高齢者世帯の方のこういう対応を、この保健師さんの指導と併せてですね、民生委員さんを中心に地域住民の方々の連携がいると思うんですけども、ちょっとその辺も併せてお答えいただいたらと思います。

○議長 町長。

○町長 いま、民生委員さんも含めた中で、いろいろな取組ができないかというふうなことでありますし、確かに高齢者が、高齢化が進んでまいりまして高齢者のひとり暮らし、それも相当な高齢者の方のひとり暮らしというふうなことで、充分日常の生活ができる方は、それはそれでよろしいんでしょうけれども、特に認知とかそういったことが、認知症も程度がありますので、軽い場合もありますし、大変重篤な場合もあります。そのような方々が日常生活を営んでいらっしゃるというふうなことでありますので、ことによったらそういったことが何かのきっかけとなつていろんな事故が起こるというふうなこともありうるというふうに思います。

先ほど検討してみますというふうな答えをさせていただきましたが、この辺イメージとして、私もちょっとあることにはあるんですけど、今他の例えば、民生委員さんであるとか、色んなこと。それから他所の先行事例等も少し研究させていただいた中で、今現、フルタイムといいますか、一週間の内全部と言うことですが、常駐するというふうなことは、先ほど申しましたように、大変な業務がありまして、現実難しいなというふうな格好はありますの

で、その辺、どこまで今のようなニーズに応えられるかと、いうふうな中で検討させていただきたいというふうに思っていますし、また、保健師だけが巡回すればいいというものでもありませんから、他のサポートする組織がありますから、これらとの話しもした中で、結論を見いだしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(5 番、西村良子議員「はい」という声あり。)

○議長 5 番、西村良子君。

○5 番 西村良子 もう一点、最初に申し上げた火災との関連になるんですが、こういった 1 人高齢者、しかも年齢が 80 歳、90 歳に近いそういう方々が、今回の例のようにお風呂を焚いて、火の始末が悪かったかその辺はよく分かりませんが、ほとんどのお宅が、そういう風呂場の焚き口がそういう状況にありますので、そういった場合に、そういった高齢者の方々がどういう対応をしたらいいかというのは、これはやっぱりもう、身につけるといいますか、こういう火事の時にはこういう対応をするということですね、先ほど周知徹底と申しましたが、今、消防の方で防災訓練等で、ホースをもって火を消す訓練をやったりするんですけれど、方やこういう火事の際の伝達の仕方、何処へ、例えば私も、何人かの方とお話いたしますが、あなた 1 人で火事になったとき、誰に言っていく。というふうにお聞きします。で、それはあれに言っていく。ということになると今度は聞く方もそのつもりで対応するようになりますので、その辺もですね、少し防災のサイドから、何と言いますか、そういった高齢者への、単なるホースをもってする部分と、そういう認識をしていただく部分をですね、やっぱりこれからしていかなきゃいけないんじゃないかな。というふうに思いますがちょっとその辺も併せて。

○議長 町長。

○町長 確かに、消防団と自治会との合同防災訓練、主に 3 月にやっておりますけれども、これは今メインが、消火栓を使った消火訓練、それから、消化器の訓練、それから、自動火災報知器の設置の啓発、これをメインにやっておりますが、聞いてみますと、先般の宇田郷地区の火災の時にも、やはり消火栓を使って地域の消防団が来る前に、消防団協力隊の方あたりがホースの延長等されて、消火に当たられたというふうなことを聞いておりました、それはそれなりの効果があったのではないかなと、延焼を最小限に食い止めたという効果があったんじゃないかなと思いますが、方や、高齢者あたりが、例えば自分に家から、どこかから火が出たというときに、あせって、どうしよう、どうしようとパニックになっておると、いうふうなことであったら、それは消火にもつながっていかないということでもありますから、先ほど申しましたように消す方の話しは、今までどおり続けていかなければなりません、そういった今度は、通報する方のやり方、何処へどういう風にやってくださいよ。というふうな啓発等も、確かにおっしゃるような面もありますし、現場に際しましては、本当に、焦って何処に言っているやら分からない、頭が真っ白というふうなこともあるかと思っておりますから、そこはご指摘もありますので消防団の方にも、消防団の方も月に 1 回ほど啓発では回っておるんですけど、女性消防団員がですね。おりますが具体的に火事が起こったときには、どうしてくださいよ。というふうなことには踏み込んでおりませんから、消すこともあります、消すことができない特に、お年寄りあたりがまずはどういう行動を取ったらいのかと言うことは大事なことでありますから、その辺のことにつきましては、啓発をしていきたいというふうに思います。

○議長 以上で 5 番、西村良子君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10時55分

再 開 11時05分

○議長 休憩を閉じて会議を続行します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長 次に、3番、白松博之君。3番については、自席より一般質問を行ってください。

○3番 白松博之 この席より質問をお許し頂きありがとうございます。私は、阿武町の農業振興策について質問をいたします。

阿武町の農業を見ますと、農業法人の育成強化については、行政もいろいろな形で手厚い助成がなされ、実績をあげて来られました。しかし圃場整備が行われなかった水田や、法人の組織化がされなかった地域においては、いわば放任状態といったところではないでしょうか。特に阿武町内の耕作放棄地の解消については、残念ながらここ10年余り、施策としては何も手を打ってこられなかったのが現状です。したがって奈古、宇田郷地区の農地を見ると、耕作放棄地は山間部の農地から平たん地にも広がり、今では町中にも、いたるところに荒れ放題となった耕作放棄地が見られ、深刻な状況と言わざるを得ません。ここ数年間の耕作放棄地や遊休農地の推移をみても、平成24年が124.8ha、25年が126.2ha、26年が132.6ha、27年が147ha、28年が165.3haと最近は特に該当面積が著しく拡大し、深刻な状況がこの数字からも見てとれます。耕作放棄地や遊休農地の活用方法は、全国にもたくさん事例はありますが、其の場しのぎの利用ではなく、経営として成り立つ活用方法を活用すべきだと思います。したがって、かつて水田だった圃場を積極的に野菜や果樹に転換するためには、排水対策と作業道は不可欠です。以前にもこの場で提案しましたが、稲作以外の作物を栽培する場合、大雨時などに停滞水ができないため

の、適度な傾斜をつけた圃場づくりが必要です。阿武町は攻めの農業をするうえで、海岸部の奈古地区から西台、東台までの恵まれた標高差と肥沃な農地があります。

今回の重点施策の中に、耕作放棄地、遊休農地の維持管理業務調整システムの構築について、検討をすると述べられています。また、耕作放棄地解消のための小土地改良事業要件の緩和については、農業委員会等との協議を進めながら、農地の利活用について要件緩和を進めると述べられています。実際にそこで生産者の安定した生活も見据えたうえで、具体的にはどのような計画をお持ちでしょうか。答弁をお願いします。

耕作放棄地の活用については、4 年前より町内の数名の方たちと、なんとか利用方法はないかとオリーブの試験栽培を始めました。当初はほとんどの方から、オリーブは小豆島のような温かい所で栽培されるもので、阿武町のような寒い所ではできないとの厳しい声をいただきました。私はかつてギリシャを旅した時、かなり標高の高い村に、樹齢 400 年のオリーブ畑が果てしなく広がる光景を目にしました。その時、いつかは阿武町で栽培できないものかと思ったものです。

よくオリーブは寒さに弱いと言われますが、寒さに対する試験は福賀地区でも行いました。すると全く問題なく、むしろユズよりも強く、品種によってはマイナス 10 度程度までは耐えることも知りましたし、プラス 10 度以下が 20 日間以上経過しないと花芽分化は起きないと言われていました。また、オリーブの実は渋みがあり、サルの被害にも遭わないことを知りました。

現在阿武町には 13 種類の品種を導入し、4 年前から宇田郷畑地区や惣郷地区に植えてきました。その植えられた木も現在では大きく成長し、今年は多くの花をつけています。福賀地区でもいろいろな品種 50 株に、たくさんの花をつけ、早いものでは実を付け始めています。この秋には初めての収穫を予感さ

せています。

ご存知のように惣郷地区や畑地区の農地は急傾斜で、他の作物を導入するには、非常に厳しい条件下にはありますが、草刈以外にはあまり労力のかからないオリーブであれば、1本の農道と排水対策を施すことによって、立派なオリーブ畑として再生出来るのではないかと考えています。

日本では現在約 40 種が栽培されていますが、5 万トンの消費量に対し、自給率はわずか 0.03 パーセントにすぎません。また、最近ではテーブルオリーブとしての需要も増えていて、この漬物用としての加工は、すぐにも実現でき、阿武町の特産品として販売できるのではないかと考えています。

日本海を望む畑地区は、ロケーション的にも素晴らしく、オリーブのモデル地区にできないかと、仲間と共に夢は広がっています。このような取り組みに対し、町長はどのようにお考えでしょうか。答弁をお願いします。

次に農業の後継者対策についてお尋ねします。次の世代を担う後継者対策は、農業法人も例外ではなく、10 年後を見据えた時、合併などの方策は講じられるでしょうが、根本的にはそこで働く人の確保が重要ですし、働く人たちが希望を持って働ける環境づくりがされなければなりません。後継者育成には、稲作だけに頼るのではなく、しっかりとした経営計画と技術指導による新たな戦略作物の導入も必要でしょう。

そこには先進地で、栽培の過程を体験する長期の研修も必要になってくると思います。また農業後継者の住める住宅は、経営する圃場の近くにあつてこそ始めて効果を発揮します。中心地に作るのではなく、農業の現場にこそ定住促進住宅は必要だと思います。

今回施策の中で打ち出された、空き家を改修して町営住宅として貸し出す制度を、是非農業の現場で取り組んでほしいと思います。また新しく農業を開始する上で、始めから資金を借りてやるのではなく、1 年間のお試し期間を設け

てはいかがでしょうか。入りやすく出やすいことが、より多くの方たちにチャレンジする機会を与えることになるのではないのでしょうか。その間に、将来に悔いを残さない、自分に合った作目や生き方を見つけられると思います。

現在西台には約 7 ヘクタールの圃場があり、3 名が耕作していますが、一部活用されていない圃場もあります。このまま放置してはもったいないと、先般 1 週間かけて、私も油圧ショベルに乗って抜根作業をしました。約 20 年間放置されていた圃場は、予想以上に手間取り、一度放置された農地を元に戻すのは、いかに大変なことかということ、改めて思い知らされました。西台は国営農地開発事業をやらなかったことで、豊かな農地がそのまま残っています。この西台や東台にも、露地野菜で農業を志す若い人を受け入れることはできないでしょうか。

受け入れるための条件整備として、大型機械や防除、灌水のための水の確保も必要となりますが、現在ある機械装備や施設の活用により、経営開始のための投資は、きわめて少なくて済みます。阿武町がこの恵まれた農地を活用し、攻めの農業を展開するためにも、是非思い切った施策を打ち出し、自立経営農家の育成・増加に取り組んでほしいと思います。そして自分の子や孫が戻りたくなる、そんな阿武町をぜひ実現したいと思います。町長の積極的な答弁をお願いします。

○議長 ただ今の 3 番、白松博之君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3 番、白松博之議員の「阿武町の農業振興策について」のご質問にお答えします。議員ご質問の要旨は、増え続ける耕作放棄地や遊休農地を有効に利活用するために、具体的にどのような計画をもって解消していくのか、また、新規就農者を受け入れる住宅、農地の確保及びその対策についてどう進めていくのかという、大きく 2 つのご質問であろうと思います。

まず、議員も触れておられますけども、耕作放棄地の面積は、おっしゃるとおり年々増加傾向にあります。農林業センサスのデータによりますと、昭和 60 年頃から徐々に増加しておりまして、昭和 60 年、これ全国ベースで申し上げますが、昭和 60 年に 13 万ヘクタールでありました耕作放棄地は、15 年後の平成 12 年には 34 万ヘクタール、一昨年の平成 27 年の農林業センサスでは 42 万 4 千ヘクタールまで増加して、全国の耕作放棄地の面積は、この 30 年間で 3 倍強に増加したことになります。

同じように、阿武町におきましても、先ほど申されたとおり面積が 6 倍くらい増加しております。増加した要因といたしましては、ほ場整備の未整備地区であります。耕作条件の悪さから発生するもの、また、担い手不足、高齢化に伴う離農によって発生するもの等が代表的なものになると思います。

このような中、平成 25 年 12 月にご承知のように「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、遊休農地や耕作放棄地対策の下支えをする機構の発足ということで、私自身も大変興味を持って、また、期待し、動向を注視してきたところでありますが、実際には、農地中間管理機構の主たる役割は、担い手に対する農地の集積、集約化を推進する農地の利用の効率化、高度化の促進を図る事業をメインに行うことであることから、遊休農地や耕作放棄地対策の特効薬とはならなかったというのが現実であります。

このような状況の中で、今般、通常国会におきまして、土地改良法の一部改正が行われましたことは、議員ご承知のとおりであります。阿武町を含む、所謂中山間地域におきましては農地中間管理機構における集積の実績が伸び悩んでいる状況にあります。改正の主な内容としましては、農地の受け手、つまり、借り手ではありますが、これが耕作しやすいように、中間管理機構が借り入れる農地につきましては、農家の費用負担や同意がなしで整備できるとした他、これまで通常の土地改良法では 15 人以上の申出が必要であるとされてい

たところを、代表者 1 人で手続きが進められることになり、この改正によりまして耕作条件の悪さから発生する、遊休農地や耕作放棄地の解消対策は、目を見張るほどの進展があるのではなかろうかと期待しているところであります。

また、私の選挙公約の重点施策の中で、耕作放棄地、遊休農地の維持管理調整システムの構築をあげておりますが、具体的には、耕作放棄地なり遊休農地の管理を、例えばドリームファームのような作業受託組織また或いは、農業法人や或いは認定農業者、更には、そういった専門の組織を立ち上げる、そういったことも考えられますが、そこに委託して、農地として守り続けるための草刈り等を年数回行って頂く。そして出し手は受託組織に作業料金を支払うような、これは維持管理ということになりますから「守り」ということになりますけれども、こういった「守り」の施策。もう一つは反対に、改正土地改良法の適用を受けて、ほ場整備を行って、広いほ場単位で作業性を良くして、その地形に合った作物の作付けを行うという、これは「攻め」になりますけれども、この攻めの施策を取捨選択するシステムを構築するということを申したところであります。

ここで、私が想定しております具体的な一例としてお示しいたしますが、例えば、現在阿武町ではキウイフルーツの栽培が行われております。阿武町のキウイフルーツは、今から約 40 数年前の、昭和 47 年の寒波によりまして、当時栽培されておりました夏みかんが、木ごと枯れるような大寒波でございましたが、これで壊滅的な影響を受けたことから、打撃を受けたことから新たな作物としてキウイフルーツを導入した経緯があります。手はかからなくて高収益というふうな謳い文句でありましたが、実際には大変手はかかりますけれども、高収益ということは当たっております。当時、県内では阿武町と現在の周南市の熊毛、それから宇部市の一部、この 3 地域で主に導入された訳ではありますが、導入した当初は、町と農協が試験栽培に対して全面的に協力して、試験ほ場で生産講

習を行う他、愛媛などの先進地への研修する、これの補助、JA職員、町担当者の派遣等のバックアップ等も随分としたところであります。

また、当時のほ場は、それまで夏みかんが栽培されていた段々畑状の園地へ、キウイフルーツの苗木を植えて、ほ場によっては簡易な棚による栽培を始めた農家もありました。栽培面積は、ピーク時で15ヘクタール、100トンであります。高齡化がすすむなかで、近年では5ヘクタールで30トン前後が平均ということになっております。

このような状況を目の当たりにする中で、増加し続ける遊休農地、耕作放棄地を有効活用する施策といたしまして、私は改正土地改良法の適用を受けて、白松議員がご提案のように、緩い傾斜による良好な排水対策をしたパイロット的にまとまったモデル園地を設けると共に、指導者を選定して、新規就農者若しくは農業支援員等を受入れていくことを一つの事例として検討しているところであり、経費もかなり安くあがると、ほ場整備経費もかなり安く上がると思っているところであります。

また、栽培されるキウイフルーツの品種は、導入時のヘイワードであります。今もこのヘイワードが多い、キウイが緑ですね。緑のキウイが主であります。今は黄色い実のサンゴールド、それから、赤い実の紅婢（こうひ）や、レインボーレッドなどいろいろな品種がありまして、これによって販売期間の延長や販路拡大、そして、高収入につながる戦略的作物になるのではないかと、いうふうに考えているところであります。

なお、このキウイフルーツに関する遊休農地対策は、たまたま私が頭の中で描いておる一例であります。農地の集積、集約に関する業務を行うやまぐち農林振興公社に対しまして、より一層の協力をお願いすると共に、遊休農地や耕作放棄地の対策につきましては、山口県萩農林事務所の農業部、農村整備部及び経済課の農林係において、既にワーキングチームを立ち上げて、有効利活

用に向けた協議、研究を進めていくことを指示しておりますので、その内に結論も出てくると考えております。

また、重点施策の中の耕作放棄地解消のための小土地改良事業要件の緩和であります。本町では、国や県の補助事業の採択要件に満たない土地改良工事を実施するために、阿武町土地改良事業補助金交付規則を設けているところがあります。

例えば、未整備ほ場などにおきまして、定期的な草刈り作業や、作物の集荷のために軽トラックが利用できる程度の農道の新設をはじめ、水路の整備、区画整理に関しまして、規則で規定しております団地要件、面積要件、受益者要件、また、補助率につきましても、他の補助事業との兼ね合いを充分確認した上で、より小回りのきく単独町費補助の土地改良関係補助事業として、ハードルを下げる方向で整理し、また、補助率の引き上げも検討するよう、これにつきましても指示しているところであります。

そこで、これまで議員が取り組んで来られましたオリーブ栽培に関することでございますが、オリーブの産地は日本では香川県の小豆島、先ほどご紹介がありました。これが有名な産地であります。気候からすればかなり温暖な土地での栽培であります。福賀の地でも栽培が可能であるということは本当に意外でありましたが、一つの大きな光明であります。

また、耕作放棄地はとかく有害鳥獣の被害の温床となっていることが多いわけですが、農地として作付けを行った際には、如何にして有害鳥獣を排除するかということが大きな課題となります。オリーブは、実の渋みからサル等が来ないということでもあります。耕作放棄地において新規作物を選択する上での重要な選択肢で、先行事例としてより詳しいお話を実現に向けお聞かせ願いたいと思っております。

次に、農業の後継者対策についてであります。就農するにあたっては、経

営計画と技術の取得が必要となってくることは、当然のことです。また、戦略作物の導入にあたりましては、これまで阿武町においても実践してきましたが、ハウレンソウ、スイカをはじめとした作物がありますように、導入時には先進地視察、研修、栽培試験や試作圃の設置などいろいろなことを実施してきた経緯があります。

議員ご提案のとおり、戦略作物であったり、作物の新規導入であったりすることは、それなりにきちっとした研修も必要と考えておりまして、過去においても、「阿武町ふるさと振興基金」を活用した短期研修等もやっておりますし、は必要に応じて行うこともやぶさかではないというふうに考えているところであります。

このような、先進地における研修を受けることによりまして、地域の産品として根付く一方、将来にわたって確立した栽培方法が引き継がれて、真の意味での戦略作物となり得ると考えるところであります。

他方、新規就農者の住宅問題であります。農業は、ほ場の近くに居住してこそ、それぞれの作物の管理がより適切にできるということは、正にそのとおりであります。そして、住宅の確保につきましても、新たな住宅の建設を優先的に検討するのではなく、ほ場の近くに立地する空き家、多くの場合は納屋、作業場等がある場合が多いわけですが、これを有効に活用することを念頭に置きながら、空き家対策も兼ね備えた政策を進めていきたいと考えております。

なお、現在、福賀地区においてはお試し住宅を整備しておりますが、使用期間の延長、或いは増棟等も視野に入れた中で、柔軟に対応して参りたいと考えております。

最後に、西台、東台への新規就農者の受入に関するご提言であります。西台は福賀地区でも、土壌が特別肥沃なほ場ですが、現在、西台農業生産組合に農地の貸し付けをしております。現在では、3名の耕作者が、はくさ

いやレタスなどの葉物野菜を中心に栽培されています。

広大な農地における大型農業機械を利用した作業は大変な醍醐味があると思いますが、農業機械、とりわけ大型機械は大変高価であることから新規就農には資金面において大変大きなハードルあるわけですが、既存農家の機械の貸し付け利用も可能であるとのことでありますので、これまでの概念を払拭した中で、各地で開催される就農相談会の会場で紹介しながら、新規就農希望者を募って行きたいと考えております。

なお、議員提言の中で、防除、灌水のための水の確保であります。聞くところによりますと、防除に必要な水は全てタンクに汲んで運搬して、利用されているとのことでありますが、議員のアイデアとしては、隣接する町有の西台放牧場に整備されております牛用の給水施設の有効利用のことも念頭にあらわれるかと思っておりますが、これにつきましては残念ながら設計上、牛の飲用水の量の確保でいっぱいであると聞いております。そのため防除、灌水用の用水の確保にあたっては、他に施設を設ける必要が生じてまいります。何らかの補助事業により整備する方法若しくは、簡易的にタンクに雨水を集めて利用する方法もあると考えるところでありますが、利用者の方と十分に協議をした上で、最も有利な方法で検討をしてまいりたいと考えております。

一方で、農業従事者の高齢化が進行する中、担い手の確保は全国の中山間地域にとっての喫緊の課題となっております。一人でも多くの就農希望者を阿武町に呼び寄せるためにも、阿武町の農業を P R する就農相談会等には積極的に出向いて、阿武町の農業を魅力あるものとして、多くの若者に感じてもらい、まずは来て、そして見て、体験をして、就農につなげていければと考えているところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「はい」という声あり。)

○議長 3 番。

○3 番 白松博之 農業の振興策について、本当に前向きな答弁を頂きありがとうございます。もう少し耕作放棄地について詳しく見てみますと、平成 27 年の 147 ヘクタールに対して、再生利用が可能な面積は、僅か 11.18 ヘクタールと聞いています。放置すればするほど、この再生ということは不可能になってきますし、例え個人の土地であっても、阿武町の素晴らしい財産であると思いますので、なるべく早い時期にこの取組をお願いしたいというふうに思います。それから、現在中山間地域等の直接支払制度、これが第 4 期の平成 27 年度から平成 31 年度に入っていると思いますけれども、町長の言われました重点施策にあげておられる新たな戦略作物の導入や、耕作放棄地解消のための小土地改良事業要件の緩和も先ほど説明頂きましたけれども、この中山間地域等直接支払制度と小規模の土地改良事業を行う場合にこの辺の整合性はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

と、申しますのは、現実に耕作放棄地になってるところについては、この中山間地域等直接支払制度の方には入っておられないと思いますけれども、その周辺には隣接するところで、当然自己管理保全というふうなことで加入しておられる方もいらっしゃると思います。そうしたところと一緒にやる場合にこの要件としてどうなっているのかをお願いしたいと思います。

度々長野県の例を出して申し訳ございませんけれども、川上村の平均農家収入は、2500 万円から 2600 万円です。したがって後継者も日本で一番多く残っているところです。そういうところでは、農地は本当に余すところなく使っていて、畦もなく、畦は直角にマルチで立ち上げて、そこに一本でも 2 本でも植えるというふうなことがなされている地域です。平成元年から通っている農家で、産地間リレーの話しを頂きました。大産地が 1 箇所を一年間を賄うので

はなくて、一番適した地域を全国を渡り歩いて、巡回してリレーをしていくということなんですが、その農家の方が、あなたのところでどのくらいの農地が手に入るのかと言われたので、いくらでも入りますと言ったら、嘘を言うなど言われました。仕方なく、私は、6 から 7 ヘクタールはすぐにでも手に入りますよ。と言う言い方をしたんですが、農地が有り余っていると言っても信じてもらえない

そのことに、是非私のところに来て指導して農業をやってもらえませんかといったら、農地がそんなに手に入るなら、それは俺は是非言ってみたいというふうな言い方をされました。ということは、この様に全国では農地がなくて困って、本当に沢山の収入を上げている地域と方や耕作放棄地となって荒れて放題になっているところを、もう少しその辺の情報交換をできるようなことはできないのか。そして、そこに長期に派遣してしっかり種まきから収穫までを体験してもらって研修、それを組んで頂くことが必要なのではないかというふうに思いました。今、先ほども言われましたけれども、いろんな組織を作っても、誰がこの荒廃農地を元に戻しやれるようにするのかというのは非常に難しい問題です。現在他産業では慢性的な人手不足で有効求人倍率は 1.5 前後ということで、真に売り手市場の時代です。どのような阿武町のカラーを打ち出し、人を魅力ある阿武町に集めてくるのか。その辺のところも是非聞かせて頂きたいと思います。お願いします。

○議長 町長。

○町長 沢山言われたので全て網羅してお答えできるかどうかわかりませんが、まず耕作放棄地あたりの解消について、町単独でやっております小土地改良事業を使うこと、それと中山間の直接支払の補助事業、これも直接支払とは言いながら、補助事業でありますから、これの整合性といいますかそういうものであります。中山間の事業につきましては、基本的に他の事業の補助算に

活用することはできないというふうに理解しておりますが、これはあくまでも国県の国庫補助、県補助ということの重複は 2 重補助になるという考え方でありますので、今耕作放棄地がそのエリアの中に含まれるかは、分かりませんが、まるっきりエリア以外の場所のところ、中山間の例えばお金を投入していくというのは、これは現実的ではないと、多分投入先が問題になると思いますが、隣接しているようなものであれば、私は可能ではないかなと思っておりますが、ここはちょっと法の問題ですから、ちょっと研究しなければいけないというふうに思っております。

ただ、二重補助ということではなしに、あくまで国の補助金の適正化に関する法律、いわゆる適化法とかありますが、そういったものの関係で二重はできないということでありますから、町の単独補助とはちょっと、不可能ではないというふうな感じをもってますけれども。

それから、もう一個、長野県あたりでも、長野って大変標高の高いところから低いところまで、高低差があるところでありますから、所謂標高差農業もありますし、地域を変わっていくというのはミツバチのようにですね、日本全国暖かいところから、ずっと花が咲くところを追っていくというふうな形態もあるというふうに思っておりますので、長野県のようにはいきませんが阿武町につきましても、300メートルの標高差はありますから、これらでうまく作物が構成出来るものであれば、これは一つの例としてやはりこれは実験的にやると言うよりは、もう行政機関の方で特に農業部がありますので、萩農林の農業部あたりは、データもしっかりもっておりますので、ここらでこういったモデル形態ができるのかというふうなことを、研究させることが必要であるというふうに思っておりますので、そこらは少しこういった機関でこの地域にあったものを提供させて頂きたいと思っております。

それで、私が戦略作物というのを前に打ち出しましたのは、答弁の中にも昔

の夏みかんの話しもしましたけど、戦略作物で新規の作物を導入というのは先ほどのキウイフルーツのヘイワードのみどりのヘイワード、これが初代ですけれども、これが入ったときに農協の職員も長期研修に愛媛の農家に行かせてまして、長期研修をやって、ここに安定した生産、指導もできるようになった。で、今のように赤いのやら黄色いのやらいろいろありますけれども、これもですね、新規作物とは言いませんが、やはり収穫時期を延ばす、で、いろんな種類のもので作れば売り先も変わってくるわけです。売り方も変わってくる。例えば、三種類パックにして、レインボーとして、レインボーは 7 つですけど、赤白とか、信号みたいな売り方とかですね、いろいろ売り方を考えていけるんじゃないかな、というふうなことがありますから、そういったふうなことも含めて新規の作物と言っておきまして、完全に新規の作物を本当に 1 からと言うのもあってもいいですけど、いずれにいたしましても今農業が、衰退してなかなかパッとしないというのこういう場合に、大事なことはやはり目の先を変えるところが大事だと思います。何でも同じですけども、やはりポッと目の先を変える、キウイフルーツでもそうだったんですよ、夏みかんがダメで次は何だ、キウイフルーツだ、ほうれん草だって、昔から福賀にあったわけではない。次に何かやろうと言うことで取りかかって、ちょっと言い方は、表現は悪いですが、目の先を変えるというのはごまかしの言い方ですけども、そうではなしに、新たなものをポッとやるって言うのは、なにか持って行くというのは大変なんですね。人を動かすというのは。その時にほうれん草にほうれん草があった。スイカにも私も関わっておりますけれども、スイカだって初めから福賀にあったわけではない。スイカも今度何か新しい作物ということで、パッと目の先を変えてやった、それに皆さんが一生懸命取り組んだ、からそういうものができた。ですから私は今、この農業が低迷している時代に何か自分たちで新しいものを、それは先ほど言われたオリーブでもいいですよ。オリーブで

もいいただ、オリーブ単品ではなしに、例えば、1/4 ワークスじゃないんですけれども、オリーブのできる時期、他の果樹ができる時期、何かができる作る時期、その時期を合わせたらその方が一年間遊ばなくて、三種類の何かの収穫ができる、で、これで飯を食う。単品じゃなしにですね。そういう仕組みを作っていきたいというふうな意味で新規作物と言っている訳です。これについては、先ほど申しましたように普及所あたりが、今は農業部ですね。農業部あたりがおりますし、他にいろいろな智恵も出ると思いますから、そんなことも含めて今、山口県農林振興公社、農業部、それから農村整備部、に投げかけもしておりますから、これも押つけ答えが出てくるというふうに思っております。

研修のことにつきましても、長期研修、過去にもやった例がありますし、大いにそういう希望があれば、やることは全然、やぶさかでないというふうに思っております。抜けたことがあるかもしれませんが、以上です。

○議長 3 番、再々質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「はい」という声あり。)

○議長 3 番。

○3 番 白松博之 今言われました、標高差を利用してと言うことは、長野あたりでは当然前からやっていることですが、阿武町もこの土地条件を最大限に活かすというのは、この真に阿武町版の産地間リレーが非常に可能だというふうに思っています。丁度今私のところは、毎日レタス 100 ケース、白菜 300 ケース今出荷していますけども、もう少し早い時期には奈古地区では普通にレタスは栽培できるので、この海岸部から西台東台までのこの農地をどう有効に使い、そして先ほど言われました、売り方がどういう風な戦略でやるか言うことが非常に必要だと思いますけれども、是非この様な素晴らしい間向きの取組をやって頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 3 番、答弁はいりますか。

○3 番 白松博之 いりません。

○議長 これをもって、3 番、白松博之君の一般質問を終わります。

○議長 以上で今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

○議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 11時47分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎

阿武町議会議員 西 村 良 子